

酒類等の放射能分析結果一覧表(受託分析((独)酒類総合研究所))

平成25年12月31日分析実施分まで

NO	調査区分	都道府県	品目	(備考)	分析機関	試料採取日	結果判明日	国税庁公表日	結果(Bq/kg) (注1)		再分析(注2)
									セシウム-134	セシウム-137	
1	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	本醸造酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	ND	ND	
2	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.9	H23.10.20	H23.10.31	ND	ND	
3	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	純米大吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	ND	ND	
4	酒類総合研究所の受託分析	山形県	清酒	純米吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.10	H23.10.20	H23.10.31	ND	ND	
5	酒類総合研究所の受託分析	宮崎県	単式蒸留しょうちゅう	米原料	(独)酒類総合研究所	H23.3.10	H23.10.28	H23.11.15	ND	ND	
6	酒類総合研究所の受託分析	宮崎県	単式蒸留しょうちゅう	麦原料	(独)酒類総合研究所	H23.3.10	H23.10.28	H23.11.15	ND	ND	
7	酒類総合研究所の受託分析	広島県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.6	H23.12.16	ND	ND	
8	酒類総合研究所の受託分析	京都府	清酒	純米吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.11	H23.12.9	H23.12.16	ND	ND	
9	酒類総合研究所の受託分析	愛媛県	清酒	純米酒	(独)酒類総合研究所	H23.11	H23.12.14	H23.12.16	ND	ND	
10	酒類総合研究所の受託分析	愛媛県	清酒	吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.14	H23.12.16	ND	ND	
11	酒類総合研究所の受託分析	岩手県	清酒		(独)酒類総合研究所	H23.12	H23.12.15	H23.12.16	ND	ND	
12	酒類総合研究所の受託分析	北海道	果実酒	赤ワイン	(独)酒類総合研究所	H24.1.13	H24.1.16	H24.2.7	ND	ND	
13	酒類総合研究所の受託分析	北海道	果実酒	白ワイン	(独)酒類総合研究所	H24.1.11	H24.1.16	H24.2.7	ND	ND	
14	酒類総合研究所の受託分析	岩手県	清酒	純米酒	(独)酒類総合研究所	H24.2	H24.3.2	H24.3.23	ND	ND	
15	酒類総合研究所の受託分析	静岡県	清酒		(独)酒類総合研究所	H24.4	H24.4.17	H24.5.15	ND	ND	

(注1)分析法について

国税庁では、「食品中の放射性物質の試験法について」(平成24年3月15日厚生労働省食品安全部長通知)に定める「文部科学省編放射能測定シリーズ No.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」に基づいた分析を実施しています。また同日以前は、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)に定める「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」あるいは「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法」に基づいた分析を行っていましたが、後者については「食品中の放射性物質の試験法について」に定める方法の分析条件と同一であることから、これにより得られた分析結果については本表に記載しています。

検出下限値以下であったものについては「不検出」とし、「ND」と表記しています。(検出下限値は、試料と非汚染試料(対照試料)を比較したときに、統計学的に「差がある」と判定される最小の値です。検出下限値以下の測定値については、いわゆる「測定誤差」の範囲内のものとして取り扱われます。)

なお、検出下限値は酒類については10Bq/kg、醸造用水については1Bq/kgとなります。

(注2)再分析について

従来、「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」で分析した試料について、新基準値への適合の確認のため再分析を実施したのものについて、「再」と記載しています。

酒類等の放射能分析結果一覧表(受託分析((独)酒類総合研究所))

平成25年12月31日分析実施分まで

NO	調査区分	都道府県	品目	(備考)	分析機関	試料採取日	結果判明日	国税庁公表日	結果(Bq/kg) (注1)		再分析(注2)
									セシウム-134	セシウム-137	
16	酒類総合研究所の受託分析	静岡県	清酒	純米吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H24.4	H24.4.17	H24.5.15	ND	ND	
17	酒類総合研究所の受託分析	静岡県	清酒	純米酒	(独)酒類総合研究所	H24.4	H24.4.17	H24.5.15	ND	ND	
18	酒類総合研究所の受託分析	群馬県	清酒	純米大吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H24.4	H24.6.15	H24.7.2	ND	ND	
19	酒類総合研究所の受託分析	宮城県	リキュール	梅酒	(独)酒類総合研究所	H24.7	H24.8.2	H24.9.3	ND	ND	
20	酒類総合研究所の受託分析	高知県	単式蒸留しょうちゆう	甘藷原料	(独)酒類総合研究所	H24.8.3	H24.8.31	H24.9.18	ND	ND	
21	酒類総合研究所の受託分析	群馬県	清酒	純米大吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H24.4	H24.10.11	H24.11.1	ND	ND	
22	酒類総合研究所の受託分析	宮城県	リキュール		(独)酒類総合研究所	H24.10	H24.11.2	H24.12.3	ND	ND	
23	酒類総合研究所の受託分析	山口県	清酒	純米大吟醸酒	(独)酒類総合研究所	H25.2	H25.2.28	H25.3.15	ND	ND	
24	酒類総合研究所の受託分析	宮城県	リキュール	梅酒	(独)酒類総合研究所	H25.4	H25.5.27	H25.6.21	ND	ND	

(注1)分析法について

国税庁では、「食品中の放射性物質の試験法について」(平成24年3月15日厚生労働省食品安全部長通知)に定める「文部科学省編放射能測定シリーズ No.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に基づいた分析を実施しています。また同日以前は、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)に定める「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」あるいは「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」に基づいた分析を行っていましたが、後者については「食品中の放射性物質の試験法について」に定める方法の分析条件と同一であることから、これにより得られた分析結果については本表に記載しています。

検出下限値以下であったものについては「不検出」とし、「ND」と表記しています。(検出下限値は、試料と非汚染試料(対照試料)を比較したときに、統計学的に「差がある」と判定される最小の値です。検出下限値以下の測定値については、いわゆる「測定誤差」の範囲内のものとして取り扱われます。)

なお、検出下限値は酒類については10Bq/kg、醸造用水については1Bq/kgとなります。

(注2)再分析について

従来、「NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる放射性ヨウ素の測定法」で分析した試料について、新基準値への適合の確認のため再分析を実施したものについて、「再」と記載しています。